

平成24年(2012年)2月7日



埼玉県報

第 2 3 6 1 号
平 成 2 4 年 2 月 7 日
火 曜 日

目 次

告示

- [増林土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [朝霞都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1537号中訂正\(社会福祉課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、増林土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	須 賀 徳 雄	埼玉県越谷市大字増林三千九百二番地

告 示

埼玉県告示第百十五号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

熊谷市南部、深谷市南部、大里郡寄居町西部

四 作業期間

平成二十三年十二月二十日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百十六号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

荒川本川 五三・八キロメートルから七三・二キロメートルの間

四 作業期間

平成二十三年十二月二十日から平成二十四年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第百十七号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長竹島睦から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 地上画素寸法二十センチメートル）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内

四 作業期間

平成二十三年十二月二十日から平成二十四年三月二十三日まで

告示

埼玉県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
塚東	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
石原	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岡上 1	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岡上 2	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
針ヶ谷 6 4	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上郷	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岡上	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
針ヶ谷 1 1	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

風布 4	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
風布 5	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
風布 7	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
風布 2	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
風布 3	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
石原	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岡上 1	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岡上 2	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

滝 1	四拾坂	針ヶ谷 1 2	針ヶ谷 1 1	岡上	上郷	針ヶ谷64	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び深谷市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>滝 2</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上郷</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>前中里 2</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び深谷市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>後山沢 1</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>風布 1</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>風布 6</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

に供する。

に供する。

告 示

埼玉県告示第百十九号

朝霞市から朝霞都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月二十一日

指令川建セ第二三 五五号

二 検査済証番号

平成二十四年二月二日

川建セ第二三 九五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字八耕地五七三番二、五七四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市砂田町十二番地二 レオパレス砂田107号

森田 智式

正 誤

埼玉県告示第千五百三十七号（平成二十三年十二月二十七日第二千三百五十一号）中訂正

ページ 表中 行

二 サービスの種類 前から四

誤

介護予防訪問看護

正

介護予防訪問介護